

令和6年度

# 富谷市歳末たすけあい募金配分について

今年も歳末たすけあい運動で市民の皆さまからお寄せいただいた募金を、民生委員児童委員にご支援をいただきながら、下記対象者の方に配分し贈呈します。

配分には申請が必要になります。対象基準に該当する方は、申請をよろしく願います。

## ◎配分申請対象基準・・・基準日 令和6年10月1日

	区 分	対 象	注意事項
1	低所得世帯の方	世帯全員が住民税非課税 ※世帯分離していても同居している方は、「世帯」に含みます	・非課税証明書の取得並びにその事務に係る権限の委任状の添付（1月1日現在、富谷市に住民登録している18才以上の方） ・1月1日現在、富谷市以外に住民登録していた方は、その市町村が発行する非課税証明書を添付
2	在宅療養者	要介護認定4又は5に認定されている在宅療養者で世帯全体の年収が300万円以下の方	・「要介護認定者証」の写しを添付 ・施設入居者は対象外
3	在宅心身障がい者	次の手帳を所持している在宅の方で世帯全体の年収が300万円以下の方 ・身体障害者手帳1級又は2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級	・各手帳の写しを添付 ・施設入居者は対象外
4	ひとり親子育て世帯	18歳未満のお子さんを育てている母、父又は養育者で世帯全体の年収が300万円以下の方	・養育者は、祖父母などです ・住民登録の有無に関わらず富谷市に居住している方(生活実態のある方)

※いずれの区分においても、生活保護を受けている方は対象となりません

◎配分申請受付：令和6年10月1日(火)～11月8日(金)

申請書提出先：各地区の民生委員児童委員

◎お問い合わせ先：富谷市社会福祉協議会

022 (358) 3981 (平日の8:30～17:30)



富谷市共同募金配分委員会（富谷市社会福祉協議会）